

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その16)

美唄市で受動喫煙防止条例成立

京都市でもタバコ産業からの妨害

学生主催の国会議員とのシンポジウム

産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授 大和 浩

① 美唄市で受動喫煙防止条例成立

美唄市受動喫煙防止条例案が昨年12月8日に議会に提案され、なんと、全会一致で可決されたという情報がネットで流れ、ビックリしました。本誌の昨年6月号、11月号で紹介したように、美唄市では昨年3月の市議会に受動喫煙防止条例案を提案する予定でしたが、タバコ産業側の介入により延期されました。その後、検討委員会が7月から11月までに5回にわたり開催されました。しかも、8月に開催された第2回検討委員会ではJTが100枚に及ぶスライドを作って条例化に反対したことがJTのホームページにも公開されていたので、京都府、大阪府、山形県に続いて不成立か…、と思っていたので、うれしい誤算でした。

罰則がなく、飲食店等のサービス産業は除外されており、世界保健機関(WHO)が求めている屋内全面禁煙からみれば緩い条例ではありますが、市町村レベルで初の条例成立となったことは大変意義深いことです。

17～19ページの資料をご覧ください。「美唄市受動喫煙防止条例をここに公布する」という一行目に高橋市長のなみなみならぬ気持ちが表れています。しかも、第1条には受動喫煙が「周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らか」「未成年者や妊産婦など非喫煙者の健康を守る」「市民の健康被害を避け」という目的が明記されたことの意義は非常に大きいと思います。第2条には「特に受

動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として第1種施設を下記のように定め、「敷地内禁煙又は施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない」としています。つまり、学校、病院、旅客施設、高齢者施設、官公庁を含む公共施設には喫煙室を認めていないことになります。

対策の優先度が高い別表1として示された施設

1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所その他これらに類する施設
2	病院又は診療所
3	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両
4	高齢者施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設その他のこれらに類する施設
5	公共施設

しかも、「未成年者への配慮」を定めた第9条では、「喫煙者は、児童生徒が登下校時に往来する校門を中心とする100メートル以内の路上又は公園において受動喫煙防止に努めなければならない」とまで定められております。

条例の開始時点で以下の別表2の施設は「施設内禁煙又は分煙の措置」として喫煙室の設置を認めていたとしても、また、飲食店等は除外されていたとしても、画期的な条例です。

別表2として示された施設

1	物品販売業を営む店舗
2	銀行その他の金融機関
3	郵便事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
4	1から3に掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設
5	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内で壁等により区画されていない部分

合計5回の委員会の総括も美唄市のホームページに公開してありますが、委員長総括に「J T側には、論理が整合的ではなく首尾一貫性を欠いていると解釈せざるを得ないところがあった」「受動喫煙の有害性に『科学的な説得力のある結論が得られていない』と回答した」ことを「委員長として書き留めておくことが必要と判断した」という部分には拍手です。さらに、中村正和参考人から提示された情報について「いずれも学術的根拠が明確であり、信頼度が高いものであった」「(現在の)条例案において、民間施設に義務づけしていない点は条例の制定を優先する上で現実的。公共性の高い施設で措置が十分でない場合は罰則規定を設けても良いのでは」という提案があったことも記されています。

きっと、7月に条例が施行されれば美唄市の住民は、「受動喫煙は健康に悪い→建物内・敷地内禁煙にしよう」と意識が変わることでしょう。そして次のステップとして、飲食店等のサービス産業を含めて屋内を全面禁煙とする、喫煙室を認めない世界標準に近づけた第2ステージに条例を発展させて欲しいと思います(私はこのニュースを見て、「条例の発展に役立つ支出に使って欲しい」というコメントを付けて美唄市にふるさと納税をすることにしました)。

② 京都市でもタバコ産業からの妨害

その一方で、京都市のM先生から昨年12月9日

付けの京都新聞が郵送されてきました。なんと、「官民一体で店頭ステッカー全市表示大作戦」という見出しで、全面を使って、飲食店の店頭、「喫煙／分煙／禁煙の表示」を始めることのお知らせが。しかも、その推進者として行政の代表として京都市保健福祉局長の名前と顔写真。その両側には、京都府受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会会長（京都府旅館ホテル生活衛生同業組合理事長ですからタバコ産業側の人です）、さらに、日本たばこ産業株式会社北関西支社長の3名が仲良く並んでいるのです。本誌2015年11月号に京都府で検討されていた条例化はタバコ産業の妨害にあったことを簡単に触れておりましたが、まさか、保健福祉局長がタバコ産業側の代表者を左右に従えて新聞に掲載されるとは開いた口が塞がりません。きっと、M先生も、非常に残念な動き、という思いから新聞を送ってこられたのだと思います。

③ 学生主催の国会議員とのシンポジウム

昨年11月26日、永田町の衆院第一議員会館において、「オリンピック・パラリンピックで『タバコフリー』実現を目指す大学生の会」の主催により、同じ趣旨で活動する超党派の議員連盟会長を務める自民党の尾辻秀久元厚生労働相ら、表に示す12人の現・元国会議員が参加するシンポジウム「18歳選挙権行使！大学生による政策提言イベント」が開かれました。

学生たちからの政策提言の内容は以下の2つです。すべての国会議員に聞かせてやりたいほど立派な提言です。シンポジウムの結論として「東京五輪大会までに屋内を全面禁煙とすること」を塩崎恭久厚生労働相に提言することになりました。

- (1)「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に則り、公共施設での屋内全面禁煙と、違反した個人および施設管理者に対する罰金を科すことを規定した受動喫煙防止法を、2020年までに制定・施行すること。
- (2) 2020年までにタバコ税を段階的に引き上げること。なお、タバコ税増収分を、受動喫煙防止事業、肺がん検診受診助成・受診勧奨事業、未成年者の禁煙治療費助成事業、葉タバコ農家の転作・タバコ販売店の転業支援事業に用いる制度を整備すること。

基調講演は公益財団法人地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センターのセンター長、中村正和先生から「喫煙の健康被害の現状と今後の必要な対策」でした。

以下、屋内全面禁煙法の制定にむけて活動が続ける松沢成文参議院議員のフェイスブックの記事を転記します。

「タバコフリーを実現する大学生の会」主催のシンポジウムが開催され、国会議員として出席しました。東京オリ・パラ大会に向けて、罰則付きの受動喫煙防止法を実現すべきという私の持論と学生たちの政策提言がピッタリ一致し、大感激。なかなか動かない国会議員たちのお尻を叩いてもらいました。18歳選挙権が実現して、学生たちの若い新鮮な世論で、既得権益でがんじがらめの古い政治を打破してほしいものです。受動喫煙防止法を実現する議員連盟の幹事長として先頭に立つ覚悟です！

喫煙・受動喫煙の問題について、若者から発言してもらうことは社会に対するインパクトが大きいと思います。特に、学生たちにとっては将来の自分の職場がモクモクなのか、クリーンなのかは切実な問題です。このような学生の活動が大きく広がっていくことに期待しています。



学生たちと討論する国会議員(中央は松沢議員、右は小池議員)

表. 参加した現・元国会議員

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 自由民主党 | 尾辻秀久参議院議員、
三原じゅん子参議院議員 |
| 公明党 | 中野ひろまさ衆議院議員 |
| 民主党 | 小西洋之参議院議員、
福島伸享衆議院議員 |
| 維新の党 | 初鹿明博衆議院議員 |
| 日本共産党 | 小池晃参議院議員 |
| 社会民主党 | 福島みずほ参議院議員 |
| 次世代の党 | 和田政宗参議院議員 |
| (現・日本のことを大切にする党) | |
| おおさか維新の会 | 浦野靖人衆議院議員 |
| 無所属 | 松沢成文参議院議員 |
| 元国会議員 | 笹川亮先生 |



学生たちと討論する国会議員(オリンピック・パラリンピックで「タバコフリー」実現を目指す大学生の会のホームページより)

資料(美唄市受動喫煙防止条例)

美唄市受動喫煙防止条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 11 日

美唄市長 高橋 幹夫

美唄市条例第 35 号

美唄市受動喫煙防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に關心と理解を高めていく必要があることから、市民、保護者、事業者、施設管理者及び市の役割等を明らかにするとともに、未成年者及び妊産婦を始め、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 他人のたばこ(たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ又は同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のものをいう。)の煙を吸わされることをいう。
- (2) 受動喫煙の防止等 不特定又は多数の者が出入りすることができる施設等(車両その他の移動施設を含む。)における受動喫煙を防止すること及びその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。
- (3) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室これらに類する室内又はこれに準ずる環境であつて、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。)
- (4) 公共的施設 公共的空間を有する施設(車両その他の移動施設を含む。以下同じ。)のうち、次に掲げる施設をいう。
ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第 1 に掲げるもの(以下「第 1 種施設」という。)
イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第 2 に掲げるもの(以下「第 2 種施設」という。)
- (5) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (6) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。
- (7) 禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域(以下「喫煙禁止区域」という。)とすることをいう。

(8) 分煙 第2種施設における公共的空間を、喫煙できる区域(以下「喫煙可能区域」という。)と喫煙禁止区域とに分割することをいう。

(9) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、受動喫煙による市民の健康への悪影響を未然に防止するための環境整備を推進する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者の自主的な受動喫煙の防止に関する取組を促進するための情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。

3 市は、受動喫煙の防止に関する施策について、市民、事業者及び施設管理者と連携・協力して実施しなければならない。

4 市は、自ら設置又は管理する施設について、受動喫煙による市民の健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者又は市が行う受動喫煙の防止等に関する措置及び施策に協力するよう努めなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、その監督保護に係る未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(事業者及び施設管理者の役割)

第6条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する環境整備に取り組むとともに、市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び協力)

第7条 市民、保護者、事業者、施設管理者及び市は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

(受動喫煙防止対策)

第8条 第1種施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて敷地内禁煙又は施設内禁煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 第2種施設の施設管理者は、その管理する施設について、必要に応じて施設内禁煙又は分煙の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の施設の管理者は、喫煙可能区域を設定した場合においては、喫煙可能区域から喫煙禁止区域にたばこの煙が流入することがないように、適切な受動喫煙防止措置を講ずるとともに喫煙禁止区域と喫煙可能区域を明確に表示するよう努めなければならない。

(未成年者への配慮)

第9条 施設管理者及び保護者は、未成年者が喫煙可能区域及び喫煙所に

立ち入らないよう努めなければならない。ただし、業務に従事する者として未成年者を立ち入らせる場合には、この限りでない。

2 喫煙者は、児童生徒が登下校時に往来する校門を中心とする100メートル以内の路上又は公園において受動喫煙防止に努めなければならない。

（喫煙の中止等の求め）

第10条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域において現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止区域から退出することを求めるよう努めなければならない。

（適用除外）

第11条 この条例は、飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営むもの）及び風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業）の用に供する公共的空間には、適用しない。

（補則）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は平成28年7月1日から施行する。

別表第1（第2条第4号ア関係）

番号	対象施設の区分
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所その他これらに類する施設
(2)	病院又は診療所
(3)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両
(4)	高齢者施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設その他のこれらに類する施設
(5)	公共施設

別表第2（第2条第4号イ関係）

番号	対象施設の区分
(1)	物品販売業を営む店舗
(2)	銀行その他の金融機関
(3)	郵便事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(4)	(1)から(3)に掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設
(5)	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内で壁等により区画されていない部分

備考 この表に掲げる対象施設には、施設の利用形態又は施設若しくは設備において、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがない施設又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難である施設は除くものとする。